

## 「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」の設置について

令和 6 年 1 月 3 0 日

## 1. 趣旨

公共交通機関においては、公共交通事業者等が、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき、整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところである。

交通バリアフリー基準及びガイドラインは、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改定を行ってきたところであるが、令和 5 年度においては、以下の事項について改定等を行う必要がある。

**① 障害者差別解消法改正を踏まえた国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正に伴うガイドラインの改定**

国土交通省では、令和 6 年 4 月 1 日に施行される障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針の改正を踏まえて、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について、障害者差別解消法の主な改正内容である「事業者における合理的配慮の提供の義務化」や基本方針の改正内容、意見交換会・パブリックコメントの結果を踏まえて、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の具体例等を追加する改正を令和 5 年 11 月に行ったところである。

そのため、当該改正を踏まえ、ガイドラインの改定を行う。

**② 駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置に関する検討について**

令和 4 年 4 月、奈良県大和郡山市で発生した踏切事故を受けて、踏切道における視覚障害者誘導対策について検討するため、「踏切道等における視覚障害者誘導対策 WG」が設置され、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が改定されたところである。

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定を受け、駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内についても、誘導表示の設置方法等について検討を行う。

**③ 鉄道駅等の旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの切欠き設置に関する実証試験の結果報告**

視覚障害者誘導用ブロック（以下「ブロック」という。）は、視覚障害者にとっては、安全かつ円滑に移動等をするために必要不可欠な設備である一方、車椅子利用者にとっては、ブロックを乗り越える際の振動が身体的負担となっているとの当事者からの意見を踏まえ、視覚障害者及び車椅子利用者双方にとって移動に支障のないブロックの切欠き設置のあり方について検証する必要がある。

そのため、令和 5 年 11 月に視覚障害者及び車椅子利用者双方の当事者に参加いただき実施した「鉄道駅等の旅客施設におけるブロックの切欠き設置に関する実証試験」の結果報告を行うとともに、切欠き設置の効果や課題等について検討を行う。

#### ④ 鉄道駅における分かりやすい誘導案内表示等の事例の報告

視覚障害者等に対する誘導案内表示については、有識者、障害者団体、公共交通事業者等が平成28年度から平成29年度にかけて開催した「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」（以下「検討委員会」）において検討を行ったところ、誘導案内表示における適切な書体やサインの大きさ、床サインの用途と表示方法、旅客施設の出入口から先の連続的な誘導案内表示方法等について、今後の検討課題とされた。

そのため、令和4年度にとりまとめた「鉄道駅における分かりやすい誘導案内表示等の事例」の報告を行うとともに、ガイドラインへの反映方法等について検討を行う。

## 2. 検討会の設置

公共交通機関等の移動等円滑化に向けて、交通バリアフリー基準及びガイドラインへの反映に必要な事項等を検討するため、「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」を設置する。検討事項等は次のとおり。

### (1) 検討事項

- ① 障害者差別解消法改正を踏まえた国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正に伴うガイドラインの改定
- ② 駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置に関する検討について
- ③ 鉄道駅等の旅客施設における視覚障害者誘導用ブロックの切欠き設置に関する実証試験の結果報告
- ④ 鉄道駅における分かりやすい誘導案内表示等の事例の報告

### (2) 検討方法、スケジュール

検討会を令和6年1月30日（火）に開催し、ガイドライン改定案等について検討を行う。

## 3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者により構成する。

検討会の事務については、国土交通省総合政策局バリアフリー政策課、社会システム株式会社において処理する。